

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑城秀樹

## 香川県人事委員会規則第12号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般の派遣職員の給与) 第4条 略 2 略 <u>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第4条第6項又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第7条第3項の規定により標準号給数（職員の給与に関する条例第4条第7項に規定する人事委員会規則で定める基準又は公立学校職員の給与に関する条例第7条第4項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第14条第1項第3号又は期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。</u>	(一般の派遣職員の給与) 第4条 略 2 略 <u>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。</u> <u>(1) 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第4条第6項又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第7条第3項の規定により標準号給数（職員の給与に関する条例第4条第7項に規定する人事委員会規則で定める基準又は公立学校職員の給与に関する条例第7条第4項に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第14条第1項第3号又は期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとすること。</u> <u>(2) 一般の派遣職員に、職員の給与に関する条例附則第5項又は公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定及びこれらの規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとすること。</u>
4～8 略	4～8 略

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。